年金特別会計厚生年金勘定、歳入外、損失補塡」、厚生年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計厚生年金勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計厚生年金勘定、歳入」

［二十八・二十九　略］

三十　前条第三十四号に掲げる場合において、国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、積立金」（国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の支払元受高に繰替使用しているときには、「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、繰替」）、受入科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳入外、損失補塡」、国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計国民年金勘定、歳入」

［三十一～三十五　略］

［２～４　略］

第五条　前条第一号、第二号及び第四号から第八号まで（第七号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）に掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名（同条第二号及び第五号に規定する償還をさせる場合にあつては、振替元としてその償還をする取扱庁名）を記載し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。

［一～三　略］

四　前条第五号に掲げる場合において、同号に規定する資金繰入れをするときには、払出科目として「特別会計補足繰入」、受入科目として「何年度、何会計、歳入外、元受補塡」又は「何資金（財政融資資金にあつては財政融資資金・融通証券発行高又は一時借入金）」、その償還をさせるときには、払出科目として「何年度、何会計、歳出外、元受補塡」又は「何資金（財政融資資金にあつては財政融資資金・融通証券発行高又は一時借入金）」、受入科目として「特別会計補足繰入」

［五～七　略］

［２～７　略］

第十条　日本銀行本店は、前二条の規定によるもののほか、歳入歳出外の受払に関し、毎月（その受払額のない月を除く。）その取り扱つた歳入歳出外の受入額及び払出額を掲げた第四号書式の次の各号に掲げる月計突合表を作成し、翌月の第七営業日までに到達の日取りをもつて当該各号に掲げる者に送付しなければならない。

［一～十二　略］

十三　育児休業給付資金月計突合表　厚生労働大臣

［十四～二十　略］

２　［略］

年金特別会計厚生年金勘定、歳入外、損失補てん」、厚生年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計厚生年金勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計厚生年金勘定、歳入」

［二十八・二十九　同上］

三十　前条第三十四号に掲げる場合において、国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、積立金」（国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の支払元受高に繰替使用しているときには、「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、繰替」）、受入科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳入外、損失補てん」、国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計国民年金勘定、歳入」

［三十一～三十五　同上］

［２～４　同上］

第五条　［同上］

［一～三　同上］

四　前条第五号に掲げる場合において、同号に規定する資金繰入れをするときには、払出科目として「特別会計補足繰入」、受入科目として「何年度、何会計、歳入外、元受補てん」又は「何資金（財政融資資金にあつては財政融資資金・融通証券発行高若しくは一時借入金）」、その償還をさせるときには、払出科目として「何年度、何会計、歳出外、元受補てん」又は「何資金（財政融資資金にあつては財政融資資金・融通証券発行高若しくは一時借入金）」、受入科目として「特別会計補足繰入」

［五～七　同上］

［２～７　同上］

第十条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　削除

［十四～二十　同上］

２　［同上］